（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、宇宙の安全のために行われる宇宙の状況の監視に係る役務の提供及び情報の共有に関し日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本大臣は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、並びに合衆国法律集第十巻第二千二百七十四節において「合衆国、合衆国の機関及び下部機関並びに合衆国のために行動する個人、商会、社団その他の者は、宇宙の状況の監視に係る役務若しくは情報（この節の規定に従って提供されるものであるか否かを問わない。）の提供若しくは受領又はこれに関連するあらゆる作為若しくは不作為から生ずるあらゆる訴訟の原因について、いかなる裁判所における訴訟からも免除される。」と規定していることに留意して、日本国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

1　アメリカ合衆国政府は、日本国政府から宇宙物体（宇宙物体の打上げ機を含む。）の軌道に関する役務及び情報（以下「宇宙状況監視役務等」という。）に関する要請を受けた場合には、国家安全保障上の利益に合致する限りにおいて、宇宙状況監視役務等を日本国政府に提供することができる。

2　1の規定により行われる協力（以下「SSA協力」という。）は、この書簡の日付と同じ日に署名される了解覚書及び両政府の権限のある当局の間で行われる他の実施取決めの条件に従い、実施される。日本国政府の権限のある当局は、内閣官房、国土交通省、防衛省及び文部科学省（同省は、施行されている法令に基づいて活動する独立行政法人宇宙航空研究開発機構と共に参加する。）並びに他の府省又は政府機関であって外交上の経路を通じて確認されるものとする。アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省とする。

3　SSA協力の一環として交換される情報は、引き続き当該情報の起源となる政府に帰属するものとし、その提供を受ける政府により、許可されていない開示から保護される。

4　関連する権限のある当局は、SSA協力から又はSSA協力に関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。そのような協議を通じて問題を解決することができない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

5　両政府は、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文がこの取極に基づくSSA協力に適用されることを確認する。

6　SSA協力は、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な予算に従って実施される。

7　いずれの一方の政府も、他方の政府に対しこの取極を終了させる意思を少なくとも三十日の事前の書面による通告をもって外交上の経路を通じて表明することにより、いつでもこの取極を終了させることができる。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により改正することができる。

本大臣は、更に、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの取極に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十八日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの取極に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十八日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○厚生労働省告示第百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年六月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険組合名	事業所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
近畿電子産業健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目二番七号	大阪府大阪市中央区南船場一丁目十六番十三号	平成二十五年三月二十五日
味の素健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区京橋二丁目十七番十一号	東京都中央区京橋一丁目十九番五号	平成二十五年四月八日
メルシャン健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区京橋一丁目五番八号	東京都中野区中野四丁目十番二号	平成二十五年四月三十日
西部電気健康保険組合	主たる事務所	熊本県熊本市北区室園町十番三号	熊本県熊本市北区徳王一丁目六番八号	平成二十五年五月一日
オリックスグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝四丁目一番二十三号	東京都港区浜松町二丁目四番一号	平成二十五年五月三日
HOYA健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区高田馬場一丁目二十九番九号	東京都中野区中野四丁目十番二号	平成二十五年五月七日
農林水産関係法人健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区二番町十一番地九	東京都千代田区麹町四丁目三番地三	平成二十五年五月十一日
キリンビール健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区新川二丁目九番六号	東京都中野区中野四丁目十番二号	平成二十五年五月二十七日

○農林水産省告示第千九百三十六号

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第一項、第六十一条の九の四第一号、第六十一条の九及び第六十一条の十一の規定に基づき、平成十八年九月二十五日農林水産省告示第千二百七十二号（土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月十三日から施行する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

三を次のように改める。

三　規則第三十八条の二第一項第三号に掲げる事項のうち同項第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十一条の九の四第一号、第六十一条の九及び第六十一条の十一に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費（国営土地改良事業にあっては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舎費並びに平成二十二年度以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費）を除く。）が十パーセント以上変動する場合（次に掲げる場合を除く。）における当該事業費とする。

(一)　物価又は労賃の変動による場合

(二)　公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額による場合であって、変更前の土地改良事業計画に基づく土地改良事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる場合